

議員提出第2号議案

大阪府情報公開条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会  
会議規則第13条の規定により提出します。

平成28年12月15日

大阪府議会議長 今井 豊 様

提 出 者

大阪府議会議員

青野剛暁	池下卓	いらはら勉
岩木均	上島一彦	上田健二
うるま讓司	大橋一功	岡沢健二
河崎大樹	金城克典	久谷眞敬
坂上敏也	笹川理	杉江友介
鈴木憲	土井達也	徳村さとる
富田武彦	永井公大	中川隆弘
中谷恭典	中司宏	永野耕平
中野稔子	永藤英機	西田薫
西野修平	西林克敏	橋本和昌
前田洋輔	松浪武久	松本利明
三田勝久	森和臣	泰江まさき
やまのは創	山本大	横倉廉幸
横山英幸	和田賢治	

## 議員提出第2号議案

大阪府情報公開条例一部改正の件

大阪府情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府情報公開条例の一部を改正する条例

大阪府情報公開条例（平成十一年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三十二条（略）</p> <p>（特別顧問等の職務の遂行に係る情報の公表等）            第三十二条の二 実施機関は、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。ただし、第八条若しくは第九条の規定に該当する情報又はこれらの規定に該当する可能性がある情報が含まれる事項について調査及び助言が行われる場合については、この限りでない。</p> <p>一 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）            第二条第三項に規定する者であつて、大阪にふさわしい大都市制度の在り方、府及び大阪府が共同して取り組む施策その他知事が定める施策（以下「特別施策」という。）            に関し必要な事項又は特別施策のうち特定の分野に関し必要な事項を調査し、及び助言するもの（以下「特別顧問等」という。）            が従事した職務の遂行に係る情報の公表（当該職務の実施の日時、場所及び議題の事前の公表を含む。）をすること。</p> <p>二 特別顧問等が職務に従事している場における当該職務の実施状況の公開をすること。</p>	<p>第三十二条（略）</p>

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 提 案 理 由

実施機関が、特別顧問及び特別参加が従事した職務の遂行に係る情報の公表、並びにその職務に従事している場における当該職務の実施状況の公開に努めることとするため、条例を改正するものである。